

# 返戻金制度について(求人者・求職者の皆様)

株式会社夢カンパニー

当社では、紹介手数料を返金する制度を設ける場合がございます。

## 1. 返金が発生する事由

当社が紹介した採用労働者が以下の理由により退職した場合

- ① 採用労働者の責による解雇により退職した場合
- ② 採用労働者の自己都合により退職した場合

## 2. 紹介手数料の返金が行われない(免除)となる場合

採用労働者の退職が以下の理由による場合においては、先に受領済みである紹介手数料の返金はいません。

- ①雇用条件の内容が法令に違反しているため、それを理由として退職する場合
- ②処遇・労働条件が採用決定時に通知された処遇・労働条件と著しく異なるため退職する場合
- ③その他不測の事由が発生した結果、退職に至った場合(病気等)

また、採用企業(求人者)の都合により採用労働者を解雇した場合においても、紹介手数料の返金はいません。

## 3. 返戻金制度の具体的な適用条件について

紹介した人材が、自己の都合により1カ月未満で退職した場合は紹介手数料の50%相当額、3カ月未満で退職した場合は25%相当額を返金します。

なお、特別な案件については求人者と個別に協議し決定することがある。